

健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

(あっせんに基づく措置状況)

健康保険に係る被扶養者の認定要件を見直し、被保険者に扶養される兄弟姉についても、弟妹の場合と同様、被保険者と同一の世帯に属することを要しないこととするため、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」に所要の規定を盛り込み、平成19年4月13日付けで第166回通常国会に提出した(その後、第167回臨時国会、第168回臨時国会及び第169回通常国会にわたり継続審査)。

※ なお、上記の法律案には、被扶養者の認定要件が同一の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法についても、健康保険法と同様の改正規定が盛り込まれている。

(平成19年8月31日回答)